

第2回安全衛生大会・県央地区セミナー  
産業廃棄物処理業務における事故防止に  
向けた法令規定



1

神奈川県環境農政局環境部  
廃棄物指導課 矢板 千英子

## 本日の話題

- 産業廃棄物関連の事故
- 事故とは
- 事故防止に向けた法令規定

## 本日の話題

- 産業廃棄物関連の事故
- 事故とは
- 事故防止に向けた法令規定

# 産業廃棄物関連の事故

## ○労働災害の事故

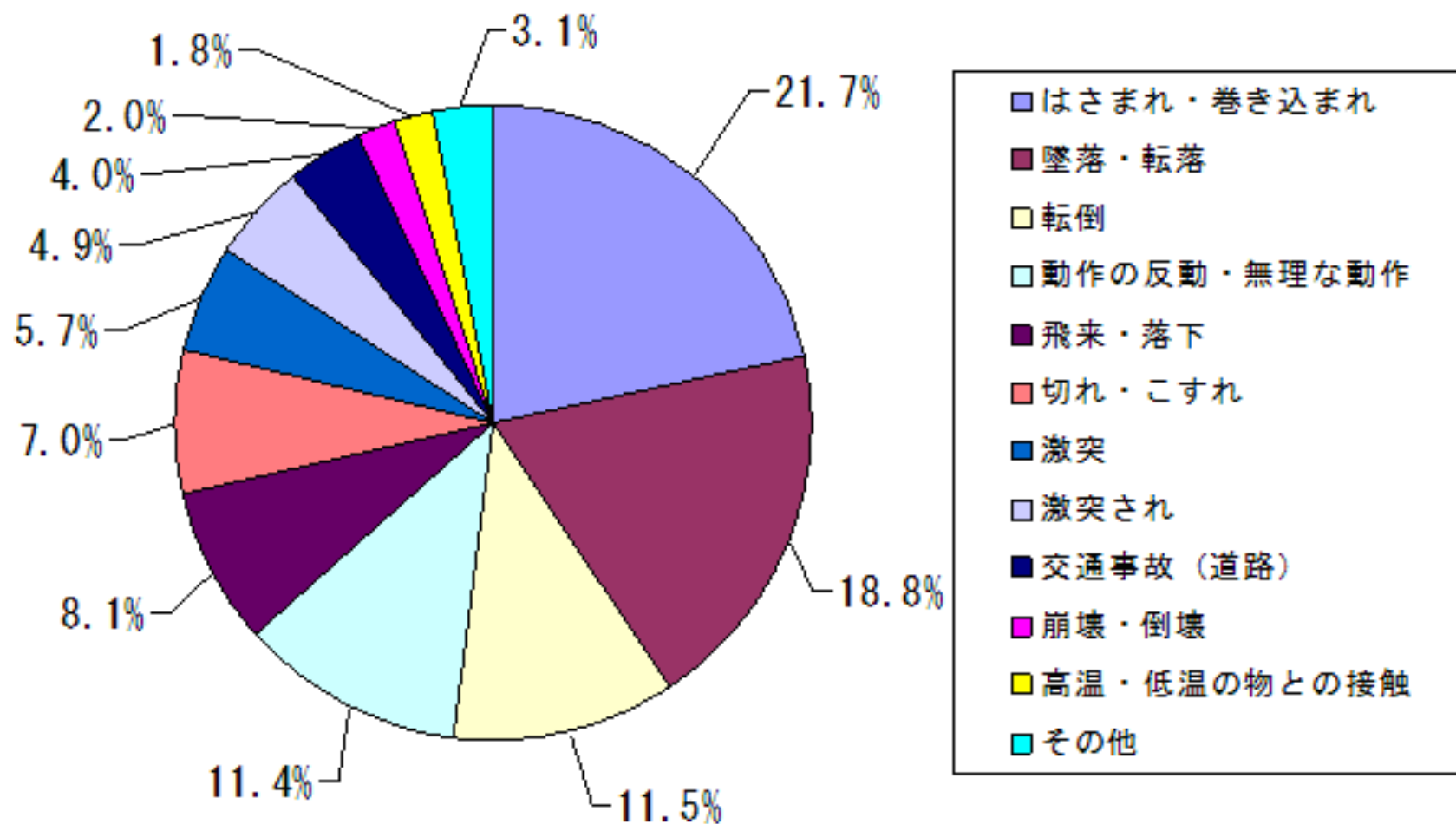
- 破砕機等への巻き込まれ、挟まれ
- 墜落
- 転倒

## ○生活環境保全上の支障の事故

- 火災爆発
- ガス漏洩
- 薬品流出
- 異臭発生
- 粉じんの漏洩・飛散
- スラリー・汚泥の流出
- 電気事故
- 有毒ガス発生
- 放流水異状
- 排ガス異状

など

# 労働災害事故(産業廃棄物処理業)



出典：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

## 生活環境保全上の支障の事故

- 廃プラスチック類の保管場所等における火災
- 廃油の再生工場における爆発
- 利根川水系における取水障害原因物質流出

廃棄物処理法上問題と  
なるのはこれらの事故

# 廃プラスチック類の保管場所等における火災

- 屋外保管場所における自然発火
- 圧縮後物の過密保管による発火
- 廃プラスチック類破砕施設周辺に堆積していた破砕粉への着火

# 廃油の再生工場における爆発

- 平成25年11月15日発生
- 原因は究明中（未公表。低引火点の廃油の受入れが事故の原因と推測されている）
- 廃油から細かな不純物を取り除く設備で白煙が上がっていたため緊急停止処理の手順をとっていたところ爆発が発生
- 死亡者2名、重傷者2名、軽傷者5名
- 平成26年9月11日現在、稼動再開の公表はなし（HPより。約10ヶ月間停止状態）



# 利根川水系における取水障害原因物質流出①

- 平成24年5月17日の採水から水道水で基準を超過するホルムアルデヒドが検出
- 原因は、廃棄物に含まれていたヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま排水として河川に放流され、浄水場で塩素と反応することによりホルムアルデヒドが生成したものと強く推定

# 利根川水系における取水障害原因物質流出②

- 平成24年9月に、生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有する産業廃棄物の処理を委託する場合の取扱いが通知された。
- 排出事業者、産業廃棄物処理業者に対して、処理対象物の情報を提供し、または要求することなどが示されている。

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k042.pdf>

- 最終的にWDSガイドラインが改正された。

## 本日の話題

- 産業廃棄物関連の事故
- **事故とは**
- 事故防止に向けた法令規定

事故とは

引用 広辞苑

- ① 思いがけず起こった悪い出来ごと。また、支障。
- ② 事柄の理由。事のゆえ。

## 事故の原因の例

- 設備の設計、製作の不良
- 設備の維持管理の不良
- 組織体制の不良
- ヒューマンファクター
- その他

出典：経済産業省

「高圧ガス関係事故集計」分類

- 設備の設計、製作の不良
  - そもそも設備の設計や、製作の不良によるもの
- 設備の維持管理の不良
  - 設備の定期検査の怠りなどによる維持管理不足
- 組織体制の不良
  - マニュアルの不備や情報伝達不足
- ヒューマンファクター、その他
  - 作業員の要因によるもの
  - 自然災害、交通事故

# 廃棄物処理業に特徴的な要因

製造業と異なり、加工等の対象物が他者のものである。

→ 不確定要因が多い

# 事故とは

思いがけず起こった悪い出来ごと。事柄の理由。事のゆえ。

## 自ら要因

- 設備の維持管理
  - 組織体制
  - ヒューマンファクター
- 努力して減らすことが可能

点検、教育、KY活動、ヒヤリハット等

→しかし処理対象物そのものが要因の場合はこれだけでは防げない



## 本日の話題

- 産業廃棄物関連の事故
- 事故とは
- **事故防止に向けた法令規定**

# 産業廃棄物処理関連の事故

## ○労働災害の事故

- 破砕機等への巻き込まれ、挟まれ
- 墜落
- 転倒

## ○生活環境保全上の支障の事故

- 火災爆発
- ガス漏洩
- 薬品流出
- 異臭発生
- 粉じんの漏洩・飛散
- スラリー・汚泥の流出
- 電気事故
- 有毒ガス発生
- 放流水異状
- 排ガス異状

など

# 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律上の事故とは

(目的)

## 第一条

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、**生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。**

# 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律上の事故とは

(事故時の措置)

## 第二十一条の二

一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものの設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処

理施設において処理する一般廃棄物若しくは**産業廃棄物又はこ**

**れらの処理に伴って生じた汚水若しくは気**  
**体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は**  
**発散したことにより生活環境の保全上の支**  
**障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき**は、

直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

条文に事故と書いていないが  
趣旨として事故防止（生活環境保全上の支障の防止）  
に向けての規定がある

○処理基準

- ・生活環境保全上の支障の防止全般

○処理施設基準

- ・維持管理計画
- ・災害防止計画
- ・技術管理者
- ・構造基準

○その他

- ・感染性廃棄物処理マニュアル
- ・PCB廃棄物処理マニュアル
- ・石綿含有廃棄物処理マニュアル
- ・各種通知
- ・委託基準

一般廃棄物の規定であるが  
産業廃棄物についても準用

## 処理基準

「生活環境保全上の支障」とは

具体的な記載（施行令第3条第1号イ）

- 廃棄物の飛散、流出
- 悪臭、騒音、振動

そのほかの記載（施行令第3条第1号ロ）

- 施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずる

## 処理施設基準①

### ○維持管理計画（法第15条第7項）

産業廃棄物の維持管理に関する事項

### ○災害防止計画（法第15条第8項）

飛散流出防止、公共水域等の汚染の防止、  
火災の防止

### ○技術管理者（法第21条）

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する  
技術上の業務を担当

## 処理施設基準②

### ○構造基準（法第15条の2）

- 自重、積載荷重、地震力等に対し構造耐力上安全であること
- 腐食防止措置
- 廃棄物の飛散流出、悪臭の発散防止構造であること
- 排水処理設備
- 浸透防止構造
- 冷却設備

など



## 処理施設基準③

### ○維持管理基準（法第15条の2の3）

- 投入量の管理
- 異常事態の措置
- 点検、機能検査の実施
- 飛散、流出、悪臭防止措置
- 騒音、振動防止措置
- 水質検査
- 検査記録の記録

など

## その他

○感染性廃棄物処理マニュアル  
針刺し事故等による感染防止

○PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン  
環境中への漏洩、流出の防止のための  
ハード・ソフト両面の事項

○石綿含有廃棄物処理マニュアル  
飛散防止のための各段階におけるマニユ  
アル

## その他

### ○各種通知

- H7廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について

→焼却施設における爆発事故

灰の十分な冷却、ガスの除去、定期点検、クリンカ発生防止、金属類の分別徹底など

## その他

### ○各種通知

- H9廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について

→製品とならなかつたエアゾール製品の処理に関する指針

処理業者に対するエアゾール製品の性状についての必要な情報を提供し安全な取り扱いについて十分な情報を提供すること

事業者は実際に処理業者の現場を確認してエアゾール製品を安全に処理できることを自ら確認すること

# その他

## ○各種通知

- H18廃棄物処理施設事故対策マニュアル作成指針等について

→産業廃棄物処理施設に準用

施設における事故発生時の対応マニュアルを作成する際の指針

- ①事故対応マニュアルの基本的事項
- ②事故対応の責任体制
- ③事故発生時の対応
- ④事故後の対応（事故原因の究明・再発防止）
- ⑤教育・訓練
- ⑥マニュアルの見直し
- ⑦その他必要な事項

## その他

### ○委託基準（法第12条第6項）

その他環境省令で定める事項

→ 施行規則第8条の4の2第6号

委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報

性状、荷姿、保管における性状の変化、混合による支障、その他注意事項

など

まとめ：

## 適正な処理のために必要な情報

廃棄物処理業に特徴的な事故要因

製造業と異なり、加工等の対象物が  
他者のものである。

→ 不確定要因が多い

不確定要因を最大限に排除するために

顧客から適正な処理のため必要な情報の  
提供を十分受けること

→ WDSの活用、変更の有無の確認  
日ごろからのコミュニケーション

# まとめ： 事故が起こった場合の支障

- **事業がストップする**

※状況によっては、排出事業者に対して、法第14条第13項に基づく処理困難通知を発出しなければならない

- **復旧コストがかかる**

※経理的基礎が失われるおそれがある

- **処理基準違反が問われる**

※処理基準違反は、改善命令、措置命令対象



# まとめ：事故防止に向けて

## 自ら要因による事故

自社の発生防止体制の整備

ヒヤリハット、事故例からの学び

事故を引き起こさない行動の常識化

## 処理物要因による事故

顧客とのコミュニケーション強化等

による他者からの事故要因の低減

今日も一日ご安全に

ご清聴ありがとうございました